平成25年４月23日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事⑶第30599号	ＦＲＣ株式会社
東京都知事⑺第12403号	株式会社明昭
大阪府知事⑺第08561号	株式会社ビール

平成25年５月14日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
岡山県知事⑷第02044号	センターファンド

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成25年４月１日	関東財務局長⑻第00888号	商工中金カード株式会社（商中カード株式会社）
平成25年４月１日	近畿財務局長⑻第00508号	株式会社池田泉州ＶＣ（株式会社ブイアイ）
平成25年４月１日	東海財務局長⑸第00140号	清水リース＆カード株式会社（清水カードサービス株式会社）
平成25年４月１日	関東財務局長⑶第01428号	一般財団法人年金住宅福祉協会（財団法人年金住宅福祉協会）
平成25年４月１日	北海道知事⑴石第03054号	一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会（社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会）
平成25年４月１日	東京都知事⑴第31465号	一般財団法人全国競輪選手共済会（財団法人全国競輪選手共済会）
平成25年４月１日	東京都知事⑴第31468号	一般財団法人ＢＯＡＴＲＡＣＥ振興会（財団法人競艇振興センター）

平成25年５月14日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事⑴第31397号	城南チエン勧業株式会社
千葉県知事⑷第03705号	宮内　秀章
東京都知事⑸第21307号	大信実業株式会社
岡山県知事⑷第01942号	ウインズ
秋田県知事⑽第00142号	日専連トラスト株式会社
青森県知事⑶第01671号	アルファリース
宮城県知事（Ｎ３）第02214号	㈱くらファイナンス
香川県知事⑷第00618号	コンコルド・リース・アンド・ファイナンス株式会社
佐賀県知事⑵第00868号	株式会社昭和ファイナンス
関東財務局長⑽第00215号	イオンクレジットサービス株式会社
東京都知事⑺第14164号	株式会社日本不動産ローン
長崎県知事（北10）第00040号	有限会社浦商事
東京都知事⑵第31023号	株式会社サンライフ
青森県知事⑶第01672号	マルユー
愛知県知事⑵第04170号	株式会社アコール
東京都知事⑼第08374号	有限会社ワタナベ商事
沖縄県知事⑴第04189号	アイシス
東京都知事⑸第19916号	日光エンタープライズ
大阪府知事⑴第12969号	株式会社関西トラストファイナンス
東京都知事⑴第31461号	株式会社パチンコリース

平成25年５月14日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
青森県知事⑶第01666号	セブン

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十五年六月四日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十五年五月十七日
二　登録番号　操更講第七十一二号
三　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　株式会社ボートチャビーズ
四　住所　横浜市神奈川区千若町二丁目一番
五　代表者の氏名　下島　雅人
六　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
株式会社ボートチャビーズ　横浜市神奈川区千若町二丁目一番

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第九条の七の十九第一号の規定により、公示する。

平成二十五年六月四日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十五年五月十七日
二　登録番号　操失講第七十一二号
三　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　株式会社ボートチャビーズ
四　住所　横浜市神奈川区千若町二丁目一番
五　代表者の氏名　下島　雅人
六　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
株式会社ボートチャビーズ　横浜市神奈川区千若町二丁目一番

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、兵庫労働局の関係事業主を代表する者松山淳一の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年６月４日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、兵庫労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
３　推薦締切日　平成25年６月18日
４　推薦書及び添付書類の提出場所　兵庫労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。